

経営事項審査の主な改正点について(令和5年1月1日)

令和5年1月1日から、経営事項審査の審査基準が改正されます。主な改正内容は以下のとおりです。

※経営事項審査申請要領については、令和5年4月に改訂予定です。

1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(項番51、52及び53番)の新設

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」、及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって評価します。

| 認定の区分 | |
|------------------------------|------------|
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 | プラチナえるぼし |
| | えるぼし(第3段階) |
| | えるぼし(第2段階) |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 | えるぼし(第1段階) |
| | プラチナくるみん |
| | くるみん |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 | トライくるみん |
| | ユースエール |

※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価(最大5点)

【確認書類(提示書類)】

・各認定を取得していることを証する書面(基準適合一般事業主認定通知書等)の写し

2 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(項番54)の新設(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用)

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った※審査対象工事において、※建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施している場合に評価します。

※審査対象工事とは

①建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事(工事1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事又は建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事)

②防災協定に基づく契約又は既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者に基づき行う災害応急対策

上記①、②以外の日本国内における全ての建設工事又は日本国内における全ての公共工事

※建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置とは

①キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録

②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

| 加点要件 | 評点 |
|--------------------------------------|----|
| 審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合 | 15 |
| 審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合 | 10 |

【確認書類(提出書類)】

・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報提供に関する同意書(様式第6号)

※令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請の場合、項番54については、未記載か、「3」(非該当)を記入して提出してください。

3 建設機械の保有状況(項番64番)の改正(対象建設機械の追加)

建設機械の加点对象建設機械について、以下の建設機械が追加されます。

※建設機械の追加に伴い、建設機械保有状況一覧表の様式を改正しました。

令和5年1月1日以降は、新様式を使用してください。

※静岡県公式HP(建設業のひろば)からダウンロードしてください

| 法令根拠 | 機種 | 検査方法 |
|----------------|--|---------------|
| 道路運送車両法 | ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 自動車検査証の車体形状欄に「ダンプ」、 「ダンプセミトレーラ」、ダンプフルトレーラ と記載があるもの | 自動車検査 (車検) |
| 労働安全衛生法 施行令 | 締固め用機械 (ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー) | 特定自主検査 |
| | 解体用機械 (ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、 解体用つかみ機) | |
| | 高所作業車(作業床の高さ2m以上) | |

対象建設機械の確認方法については、従来の建設機械と同様です。

(自己所有又は審査基準日から将来にわたって1年7か月以上のリース契約を締結しており、かつ、定期検査が行われていること。)

※「ダンプ車」については、令和5年1月1日以降については、建設業の届出をして表示番号の指定を受けていることは確認しません。

4 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の改正(エコアクション21の認証の有無追加)(項番65)

審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は除く。)に評価します。

【確認書類(提出書類)】

・エコアクション21の認証を受けていること証する書面(一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」等)

<問合せ先>

担 当: 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課許可班

所 在 地: 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階

T E L: 054-221-3058

メー ル: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp